

「自ら学ぶ人」「豊かな心を持つ人」「すこやかに生きる人」

発行 足立区立入谷南中学校

発行日 令和6年11月22日



南中だより

11月号



HP <http://www.adachi.ed.jp/adaimi-j/>

季節の移り変わり、もの思う秋に寄せて

校長 遠藤 映悟

気が付くと11月も半ばが過ぎました。10月の下旬26日（土）に楠祭（文化祭）がありました。今年は午前中に合唱コンクールが行われました。が、もうずいぶん前のように感じられます。各学年とも決して長くはない練習時間の中、課題曲と自由曲に取り組みました。きっとクラスの中では私が見ていない様々なことがあったと思いますが、当日はクラスの特色を出して取り組み、それぞれの学年で最優秀賞が決まり表彰されました。また、午後には吹奏楽部の演奏や、連合英語学芸会参加者によるスピーチ、3年生の修学旅行記録発表とバラエティ豊かな舞台発表もありました。午前・午後とも大勢の保護者・地域の皆様に本校の生徒の躍動する姿を御覧に入ることができて良かったと思います。ご来校いただいた保護者・地域の皆様ありがとうございました。

さて、その後は定期考查や3年生の面談があり、それこそ勉学に励む秋になったことだと思います。私もじっくり本を読んだり、いつも見ないビデオ作品を見たりして、もの思う秋になりました。その中でとても気になったセリフがありました。「自分の義務と権利を秤（はかり）にかけて権利に先に錘（おも）りを乗せなくば、社会の規則に従いしも自身を失うことなし」というものです。言い換えると「義務と権利を天秤にかけようとするとき、権利を先に乗せようとしなければ（義務を先に乗せれば）、社会の規則に従っていても自分を見失うことはない」ということ。要約すると「先に権利を主張する人が多いが、まず義務を果たすことで本当の自己を確立できる」となります。気になったので義務と権利についていろいろと調べてみました。そうすると、「一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター」（ヒューライツ大阪）というインターネットサイトを見つけました。そのサイトのQ&Aに「義務を果たさない人に人権は認められない」という意見がありますが、どう考えたらいいのでしょうか？という問い合わせに対して以下の答えがありました。

「クリーン・ハンズの原則」

「権利を主張する者は、自らの手もきれいでなければならない。」これを「クリーン・ハンズ（clean hands）の原則」といいます。具体的にいうならば、自分が借りた金は返さないので、自分が貸した金の返済だけを求める事はできない、ということです。この原則は、「義務を果たさぬ者に権利は認められない」と言い換えることもできるのですが、この考え方は人権にも当てはまるのでしょうか。例えば、「勤労の義務」（憲法27条）や「納税の義務」（同30条）を果たさない人には、「表現の自由」（同21条）や「職業選択の自由」（同22条）といった人権は認められないのでしょうか。

「人権の特殊性」

人権も権利の一種です。しかし、人権には「クリーン・ハンズの原則」は当てはまりません。つまり、義務を果たさない人であっても、人権を主張することは許されます。例えば、働けるのに仕事をせず、税金も滞納している人であっても、選挙に行って選挙権行使することはできます。なぜならば、人権は「人間が生まれながらに持っている必要不可欠で基本的な権利」であり、基本的であるがゆえに奪ってはならないと考えられているためです。人権は、もしそれを否定されたならば、人間としての生存ができなくなるという最低限の条件を定めたものです。ですから、たとえ義務を果たさない人であっても、一人の人間として人権を主張することは許されます。ここに、人権という権利の特殊性があります。しかし、最後に以下のような記述もありました。

「人権とわがままの違い」

義務を果たさない人に人権だけを認めれば、わがままや身勝手を認めることになるのではないか。こんな疑問が出てくるかもしれません。でも大丈夫。人権にも一定の制約は伴います。それは、「他の人の人権を侵してはならない」という制約です。このような制約を人権の「内在的制約」といいます。人権はすべての人に認められるべき基本的な権利ですから、誰であっても他人の人権を侵すことは許されません。例えば、いくら表現の自由があるからといつても、他人の名誉やプライバシーといった人格権（憲法13条）を侵すことはできないのです。このように、人権は決して独りよがりなわがままを認めるものではありません。

なるほど、よく「義務を履行して権利が生じる」と言われますが、これはその通りであって、「人権」は

すべてに優先されるが、また他の人の「人権」も優先されるべきものであると考えれば、当然わがままや自分勝手な都合は認められるものではないのですね。これを入谷南中の生徒の皆さんとのクラスの仲間との関係や友人関係に当てはめてみるとどうなるのでしょうか？友人やクラスの仲間との会話の中で相手に対して、自分のみに通じる考え方や理屈だけで発言したとしたらどうなるのでしょうか？当然その発言は自分の権利だけを主張したことになり、相手のことを考えないわがままな発言となってしまうでしょう。それでは人間関係がうまくいくはずはありません。いろいろと言いたいことがあったとしてもまずは相手の立場や人権も考えて発言する必要があるということです。権利だけを主張することがないようにしてほしい。もちろん大人にも当てはまりますから、私も十分注意します。

文化祭

10月26日（土）に文化祭が開催されました。今年度は合唱コンクール・吹奏楽部の演奏・英語スピーチ・3年生の修学旅行発表が行われました。合唱コンクールでは、10月の初めから練習が始まり、文化祭実行委員や指揮者・パートリーダーが中心になって練習を重ねてきました。はじめは歌声も気持ちもバラバラだったようですが、本番にはしっかりとクラスの団結力を高め、素晴らしい歌声を届けてくれました。吹奏楽部はコンクールで銀賞を受賞した迫力ある演奏をしてくれました。英語スピーチも修学旅行の発表も堂々とした素晴らしいものでした。



【英語スピーチ】



【合唱練習風景】



【吹奏楽部】

※英語スピーチを発表してくれた3年生2名は「連合英語学芸会 スピーチ部門」にも参加しました。

3年 熊倉 花 「My Dream」 ・ 小島心奈 「My Energy Source」

開かれた学校づくり協議会による「書道体験」

11月7日（木）～8（金）に「書道体験」が行われました。1週間前から多くの方に準備していただきました。当日は体験場所と教室をライブ中継しました。書けた字をクラスのみんなに選んでもらうなど、全員で協力してクラスの1文字を書き上げました。作品は12月の学習発表会で展示されます。是非、見にいらしてください。



【感想】3年B組 翁 正旭

今回の書道の体験は本当に新たな体験になりました。思ったより筆が大きくて驚きましたが、バランスをちゃんと考えて書きました。私は高校に入って書道部に入ります。このまま頑張っていきたいです。

情報リテラシー（ファクトチェック）学習会

10月21日（月）の5・6時間目に昨今のインターネットにあふれる情報の真偽について考える機会として（株）インフォハントの安藤未希さんを講師に招き、学習会を行いました。はじめはタブレットを用いてアンケートや真偽かどうかの見極めをおこないました。実際にネット上にある巧妙に作られたものに多くの生徒（教員も）がだまされました。その後、被害者や加害者にならないために体育館でファクトチェックの方法を講義していただきました。



●怪しい情報を見つけたら

- ①気に留めておく。（そんなことあるのかな？）
- ②なぜ発信しているのかを考える。（発信者が得することある？ 困っている？ 楽しんでいる？）
- ③調べる（発信者はどんな人？ いつ発信された？ 情報の中で自分が確認できることはある？）
- どんな情報も拡散しない！ しかし、もし間違った情報を拡散してしまったら。
伝えた人に訂正をする。SNSで訂正情報を出す。SNSの投稿自体を消す。